明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○金融商品取引法第七十九条の十第一項の規定による届出に関する件（金融庁七八）　一
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件（法務三五八、三五九）　二
〔官庁報告〕
官庁事項
果樹農業振興基本方針の公表について（農林水産省）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、会社更生、再生関係　三

告　示

○金融庁告示第七十八号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第七十九条の十第一項の規定による届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年七月十二日

金融庁長官　三國谷勝範

名称	全国銀行協会
主たる事務所の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番1号
代表者又は管理人の氏名	会長　奥　正之
法第79条の12において準用する法第77条第1項及び法第79条の13において準用する法第77条の2第1項の規定による申立ての受付を終了しようとする日	平成22年9月30日（銀行法第52条の62第1項及び農林中央金庫法第95条の6第1項の規定による指定紛争解決機関の指定を受け、指定紛争解決等業務を開始する日。ただし、当該業務を開始する日が認定業務を廃止しようとする日を超過する場合には、当該業務を開始する日の前日。）
認定業務を廃止しようとする日	平成22年10月1日（銀行法第52条の62第1項及び農林中央金庫法第95条の6第1項の規定による指定紛争解決機関の指定を受け、指定紛争解決等業務を開始する日。ただし、当該業務を開始する日が認定業務を廃止しようとする日を超過する場合には、当該業務を開始する日。）
認定業務を廃止する理由	銀行法第52条の62第1項及び農林中央金庫法第95条の6第1項の規定による指定紛争解決等業務を受ける予定であるため。
届出年月日	平成22年6月24日

名称	社団法人　信託協会
主たる事務所の所在の場所	東京都千代田区大手町二丁目6番2号
代表者又は管理人の氏名	会長　常陰　均
法第79条の12において準用する法第77条第1項及び法第79条の13において準用する法第77条の2第1項の規定による申立ての受付を終了しようとする日	平成22年9月30日（信託業法第85条の2第1項及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第12条の2第1項の規定による指定紛争解決機関の指定を受け、指定紛争解決等業務を開始する日。ただし、当該業務を開始する日が認定業務を廃止しようとする日を超過する場合には、当該業務を開始する日の前日。）
認定業務を廃止しようとする日	平成22年10月1日（信託業法第85条の2第1項及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第12条の2第1項の規定による指定紛争解決機関の指定を受け、指定紛争解決等業務を開始する日。ただし、当該業務を開始する日が認定業務を廃止しようとする日を超過する場合には、当該業務を開始する日。）
認定業務を廃止する理由	信託業法第85条の2第1項及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第12条の2第1項の規定による指定紛争解決等業務を行う者に係る指定であるため。
届出年月日	平成22年6月24日

名称	社団法人　日本損害保険協会
主たる事務所の所在の場所	東京都千代田区神田淡路町二丁目9番
代表者又は管理人の氏名	会長　佐藤　正敏
法第79条の12において準用する法第77条第1項及び法第79条の13において準用する法第77条の2第1項の規定による申立ての受付を終了しようとする日	平成22年9月30日（保険業法第308条の2第1項の規定による指定紛争解決機関の指定を受け、指定紛争解決等業務を開始する日。ただし、当該業務を開始する日が認定業務を廃止しようとする日を超過する場合には、当該業務を開始する日の前日。）
認定業務を廃止しようとする日	平成22年10月1日（保険業法第308条の2第1項の規定による指定紛争解決機関の指定を受け、指定紛争解決等業務を開始する日。ただし、当該業務を開始する日が認定業務を廃止しようとする日を超過する場合には、当該業務を開始する日。）
認定業務を廃止する理由	保険業法第308条の2第1項の規定による指定紛争解決等業務を行う予定であるため。
届出年月日	平成22年6月24日

特殊法人等
司法書士名簿登録等、土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会裁決・裁決取消訴訟の判決確定・司法改革調査室規則（規則第七十三号）中一部改正、特定計量器型式承認関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告